

令和6年第1回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その9）

堺 市 議 会



# 目 次

	頁
議員提出議案第 2号 堺市議会会議規則の一部を改正する規則……………	3
議員提出議案第 3号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	7
議員提出議案第 4号 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 条例の一部を改正する条例……………	11
議員提出議案第 5号 堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例……………	15
参考資料	
新旧対照表……………	17





## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第2号 堺市議会会議規則の一部を改正する規則

#### 理由

会議運営の合理化を図ることによる円滑な議事運営の観点及び、賛否状況を市民によりわかりやすくする観点から、表決において、起立による表決及び記名投票について電子採決システムを導入すること、また、議会運営の合理化を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を受け、本規則の規定において、書面等により行うこととされている手続に関して、手続のオンライン化を可能とするために規定の整備を行うこととし、本議案を提案するものである。

## 堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第126条)」を「(第125条の2-第126条)」に改める。

第77条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第83条（簡易表決）ただし書の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。
- 4 前項の規定により表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

第79条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、電子採決システムで表決を採ることができる。
- 3 前項の規定による記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

第81条中「投票」を「第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第79条第2項に規定する記名投票を行う場合には、第24条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票の終了）及び第29条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

第121条中「、印刷して」を削る。

第125条の次に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

- 第125条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関す

るこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）第1項、第36条（委員長及び少数意見の報告）第3項、第86条（請願書等の作成及び配布）第1項及び第121条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第125条の3 この規則の規定（第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第81条（選挙規定の準用）第1項において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第3号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

#### 理由

多様な人材の議会の参画に途を開く観点等から、委員会への出席の特例に関して、現行の規定を見直すとともに、大規模な災害の発生や育児、看護、介護等を新たに出席の特例の事由に追加すること、また、議会運営の合理化を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を受け、本条例の規定において、書面等により行うこととされている手続に関して、手続のオンライン化を可能とするために規定の整備を行うこととし、本条例案を提案するものである。

## 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある」を「委員について、次に掲げる場合に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、看護、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難である場合

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条第1項中「調整」を「作成」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第4号 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

### 理由

議会運営の合理化を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を受け、議会が規定する条例等（堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）及び堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）を除く。）において書面等により行うこととされている手続に関して、手続のオンライン化を可能とすることために規定の整備を行うこととし、本条例案を提案するものである。

## 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する条例の一部を改正する条例

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地方公営企業法」を「、地方公営企業法」に改め、「企業管理規程」の次に「及び議会の規則その他の規程」を加え、同条第2号ア中「(議会を除く。)」を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第9条 議会に関する条例等（議長が指定するものに限る。）の規定に基づく手続等については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第5号 堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

#### 理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、議員個人による請負に関する規制が緩和され、政令で定める一定金額まで議員個人による本市との請負が可能となったことにより、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、本市に対し請負をする本市議会議員が、請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正、事務執行の適正を図ることを目的として、本条例案を提案するものである。

## 堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、堺市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告等の公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による訂正の届出に係る情報を公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による訂正の届出に係る情報は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して7年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出に係る情報を閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

参考資料

## 新旧对照表



堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○堺市議会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章～第17章（略）</p> <p>第18章 補則（<u>第126条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（起立による表決）</p> <p>第77条 1・2（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（記名投票）</p> <p>第79条（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>○堺市議会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章～第17章（略）</p> <p>第18章 補則（<u>第125条の2—第126条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（起立による表決）</p> <p>第77条 1・2（略）</p> <p><u>3 第1項及び第83条（簡易表決）ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。</u></p> <p>（記名投票）</p> <p>第79条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムで表決を採ることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成</u></p>

(選挙規定の準用)

第81条 投票を行う場合には、第24条（議場の出入口閉鎖）、第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第26条（投票）、第27条（投票の終了）、第28条（開票及び投票の効力）、第29条（選挙結果の報告）第1項及び第30条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

(追加)

(会議録の配布)

第121条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

第18章 補則

(追加)

のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

(選挙規定の準用)

第81条 第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する無記名投票を行う場合には、第24条（議場の出入口閉鎖）、第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第26条（投票）、第27条（投票の終了）、第28条（開票及び投票の効力）、第29条（選挙結果の報告）第1項及び第30条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

2 第79条第2項に規定する記名投票を行う場合には、第24条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票の終了）及び第29条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

(会議録の配布)

第121条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

第18章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第125条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議

長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）第1項、第36条（委員長及び少数意見の報告）第3項、第86条（請願書写の作成及び配布）第1項及び第121条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項

(追加)

(疑義に対する措置)

第126条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決定する。ただし、異議があるときは、会議に諮って決定する。

の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

第125条の3 この規則の規定(第25条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第81条(選挙規定の準用)第1項において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(疑義に対する措置)

第126条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決定する。ただし、異議があるときは、会議に諮って決定する。

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある</u>と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>(追加)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会の委員長に申し出なければならない。</p> <p>(追加)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、看護、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会の委員長に申し出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）</u></p>

(代理人又は文書による意見の陳述)

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第26条 委員長は、職員をして会議の内容、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調整させる。ただし、議会運営委員会において付託案件のないときは、この限りでない。

2・3 (略)

(追加)

とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第26条 委員長は、職員をして会議の内容、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。ただし、議会運営委員会において付託案件のないときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 本市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する<u>規程及び地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定めるその根拠となる規定（次号ウに掲げるものにあつては、本市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則をいう。</p> <p>(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（<u>議会を除く。</u>）又はこれらに置かれる機関</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(3)～(10) （略）</p> <p>（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 本市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する<u>規程、地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程<u>及び議会の規則その他の規程</u>を含む。以下同じ。）並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定めるその根拠となる規定（次号ウに掲げるものにあつては、本市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則をいう。</p> <p>(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(3)～(10) （略）</p> <p>（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）</p>

第8条 (略)

(追加)

(委任)

第9条 (略)

第8条 (略)

(適用除外)

第9条 議会に関する条例等（議長が指定するものに限る。）の規定に基づき  
づく手続等については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 (略)



令和6年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その9)

---

令和6年2月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市行政資料番号  
1-B2-23-0021

